

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	660,000千円 H23. 1.31まで	H22. 1.29 カトマンズ で (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省 次官	H22. 2.10 54号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	680,000千円 H23. 2.28まで	H22. 2. 9 カトマンズ で (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省 次官	H22. 2.23 71号
ネパール	コミュニティ交通改善計画のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	コミュニティ交通改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	990,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3. 5 カトマンズ で (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省 次官	H22. 3.24 116号
ネパール	貧困農民支援に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	490,000千円 H23. 4.30まで	H22. 4. 8 カトマンズ で (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省 次官	H22. 4.20 225号
ネパール	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	600,000千円 H23. 3.31まで	H22. 4.28 カトマンズ で (同日)	日本側 水野達夫在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省 次官	H22. 5.18 250号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。